

様式第7の5（第13条の8関係）

再生可能エネルギー発電設備解体等完了確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 （〒 - ）
（注1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）第13条の8第1項の規定により、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備について、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことの確認を受けたいので、次のとおり申請します。

確認対象発電設備

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第11条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か（注2）

☐ 本申請書を、廃止届出とともに提出します。

担当経済産業局（注3） _____

解体等に関する情報		備 考	
解体等を完了した日（注４）	年 月 日		
申請理由	☐ 法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定により法第９条第４項の認定の効力が失われた。 ☐ 法第１５条の規定により法第９条第４項の認定が取り消された。		
添付書類（注５）	書類の種類	書 類 名	備 考
	①印鑑証明書（注６）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注７）		
	③設備を売却し、引き渡したことを証する書類（注８）		
	④罹災証明書（注９）		
	⑤写真（設備の除去等の前・中・後）		
	⑥その他（注１０）		

- （注１） 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （注２） 施行規則第１３条の８第２項の規定により、廃止届出とともに本申請書を提出する場合にはチェックすること。
- （注３） 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
 A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
 E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
 I：内閣府沖縄総合事務局
- （注４） 最終処分若しくは中古市場への売却を行い、又は災害等による逸失が生じた日を記載すること。
- （注５） 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。なお、廃止届出とともに本申請書を提出する場合で、当該廃止届出に添付した書類と同一の書類を本申請書にも添付すべきときには、当該添付すべき書類を本申請書に添付せず、備考欄にその旨記載すれば足りる。
- （注６） 本申請書を提出する際に必ず添付すること。なお、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- （注７） 発電設備を廃棄する場合に添付すること。最終処分終了を確認できるものであることが必要。
- （注８） 発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
- （注９） 発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
- （注１０） 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A３とすること。